

[別記2] <地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に在籍する中学生>

1 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）に所属し、和歌山県中学校体育連盟及び、和歌山県内各地方中学校体育連盟に参加を認められた生徒であること。

2 大会に参加を希望する地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は以下の条件を具備すること。

ア 和歌山県中学校総合体育大会に参加を認める条件

- ・和歌山県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- ・生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致していること（和歌山県下の中学校等に在籍していること）。
- ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）にあつては、日常継続的な活動が代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、和歌山県下で適切に行われていること。
- ・『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出）を遵守していること。
- ・当該競技を管轄する和歌山県内競技団体に登録されていること。かつ和歌山県中学校体育連盟の認定、及び和歌山県内地方中学校体育連盟に加盟もしくは認定等※1されていること（各地方中学校体育連盟への「加盟もしくは認定に係る費用※2については地方中学校体育連盟の判断に委ねる」）。

※1 和歌山県中学校体育連盟への認定手続きは、所定の様式を用いた申請・ヒアリング等を実施した上で認定の可否を判断する。

※2 和歌山県中学校体育連盟の認定に係る費用は、1団体当たり2,000円（男女別/単年度）とする。

- ・和歌山県中学校総合体育大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
  - ・地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）で大会に参加する場合、同一大会では、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- イ 和歌山県中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
- ・大会の開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
  - ・大会参加に際して、地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
  - ・大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
  - ・団体競技における地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）名での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

3 参加を認めない場合

ア 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は、参加を認めない。

イ 上記理由により、和歌山県中学校体育連盟の認定を取り消すこととなった場合、認定等に係った費用は返金しない。

4 その他

- ・この特例は、令和5年4月1日より施行する。（令和5年2月2日評議員・理事会で決定）
- ・上記特例については、専門部ごとに大会参加に細則を加えることができる。
- ・上記特例については、今後も検討していく。
- ・文言修正（令和5年4月20日評議員・理事会）
- ・2ア※2改正（令和6年2月1日評議員・理事会）